

## 第六十四号議案

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千百円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「昭和二十三年九月東京都条例第百二号」を「昭和二十三年東京都条例第百二号」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## (提案理由)

東京都固定資産評価員の報酬の額を改定するほか、費用弁償に係る規定を改める必要がある。